

赤穂市水道事業「水道使用水量等のお知らせ」広告掲載募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、赤穂市水道事業（以下「水道事業」という。）が発行する水道使用量等のお知らせ（以下「検針票」という。）に掲載する有料広告の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、検針票とする。

(広告の規格等)

第3条 掲載する広告の規格、掲載する位置、掲載期間及び掲載料は次のとおりとする。

- (1) 広告の規格は、縦70mm、横75mmとし、1色刷りとする。
- (2) 広告を掲載する位置は、検針票の裏面の指定枠（別記）とする。
- (3) 広告を掲載する期間は、4月検針から翌年3月検針までの1年間（毎月発行12回分）を単位とする。ただし、水道事業において必要と認めるときは、1年以内で期間を設定することができる。
- (4) 掲載料は、1枠につき年額130,000円（消費税及び地方消費税抜き）とする。ただし、掲載期間が1年に満たない場合は、月割り計算により算出した額とする。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、広報あこう及び赤穂市ホームページにより行う。

(広告掲載の制限)

第5条 広告が次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、掲載しないものとする。

- (1) 法令等（兵庫県及び市の条例、規則を含む。）に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる風俗営業に該当するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で広告として不適切なもの
- (7) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告を掲載できるものの範囲)

第6条 広告を掲載することができるものの範囲は、事業を営む個人、法人又は団体とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 赤穂市内に事業所を有すること
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 水道料金及び下水道使用料等の滞納がないこと

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、赤穂市水道事業「水道使用水量等のお知らせ」広告掲載申込書(様式第1号)に当該広告の原稿を添え、持参又は郵送により赤穂市水道事業に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 前条による申込みがあったときは、受付順に当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 申込者が複数の場合は、くじにより決定する。
- 3 水道事業は、広告掲載の可否を決定したときは、赤穂市水道事業「水道使用水量等のお知らせ」広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。
- 4 申込者から提出された広告原稿は返却しない。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、広告掲載決定後、水道事業が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 第三者から広告の内容に関連して損害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任と負担において解決し、水道事業は一切の責任を負わないものとする。
- 3 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り下げ等)

第11条 広告主は、広告掲載の取り下げ及び内容を変更することができる。

この場合、赤穂市水道事業「水道使用水量等のお知らせ」広告掲載申込内容変更届(様式第3号)に必要書類を添えて、速やかに水道事業に届け出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 水道事業は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主又は広告内容を不適切と判断したとき。
- (4) 広告主が前条に定める届け出を怠ったとき。

2 水道事業は、広告媒体の発行上支障があると認める場合は、前項の規定によらず広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第 13 条 既納の広告掲載料は還付しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない事由により広告掲載ができなかったときは、この限りでない。

(補則)

第 14 条 この要領及び赤穂市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成 18 年赤穂市訓令甲第 4 号）定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成 22 年 12 月 10 日から施行する。

別記

お支払は便利な口座振替をご利用ください。

手続きは、上下水道部、市内金融機関、郵便局で。

===== お 願 い =====

☆メーターの検針は2ヵ月ごとにおこないます。

- ・不在、検針障害、故障等のために使用水量を認定することがあります。

〈検針にご協力を！〉

- ・メーターはいつも見やすく正しい検針ができるようにメーターの上に物を置いたり駐車したりしないようにご協力をお願いします。

- ・犬は出入口やメーターから離してつないでください。

〈こんなときには届け出を！〉

- ・使用の開始、中止、使用者の変更の際は必ず上下水道部へ届け出てください。

〈漏水にご注意を！〉

- ・使用していないときにメーターの中の赤い星の形をしたパイロットがまわっていれば、漏水している恐れがあります。すぐに、指定給水装置工事業者に連絡して

〈夜間・休日の緊急時の連絡先〉

- ・夜間・休日の緊急時のお問い合わせは、北野中浄水場までお願いします。なお、夜間・休日は水道の開閉栓の受付は行っていません。

北野中浄水場 TEL0791-42-2327

広告面

縦 7.0 c m

横 7.5 c m

様式第 1 号（第 7 条関係）

赤穂市水道事業「水道使用水量等のお知らせ」広告掲載申込書

令和 年 月 日

赤穂市上下水道事業

赤穂市長 牟 禮 正 稔 宛

申込者

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

電話番号

担当者氏名

赤穂市水道事業「水道使用水量等のお知らせ」広告掲載募集要領を遵守のうえ、下記のとおり申し込みます。なお、申込みに当たり、私（当社）の市税滞納状況調査及び水道料金等納付状況調査に同意します。

記

掲載期間	年 月 検針分 ～ 年 月 検針分
広告内容	別添のとおり
備 考	

様式第 2 号（第 8 条関係）

赤穂市水道事業「水道使用水量等のお知らせ」 広告掲載決定通知書

年 月 日

様

赤穂市上下水道事業
赤穂市長 牟 禮 正 稔 印

年 月 日付で申込みのありました赤穂市水道事業「水道使用水量等のお知らせ」 広告掲載について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

決 定 区 分	☐ 掲載します ☐ 掲載しません 理由
掲 載 期 間	年 月 検針分 ～ 年 月 検針分
掲 載 料	円
納付期限及び 方 法	上記の掲載料は、指定する日までに指定金融機関において納付してください。
そ の 他	

様式第 3 号（第 1 1 条関係）

赤穂市水道事業「水道使用水量等のお知らせ」広告掲載申込内容変更届

年 月 日

赤穂市上下水道事業
赤穂市長 宛

申込者
住所（事業所所在地）
氏名（事業者名）
電話番号
担当者氏名

年 月 日付けで決定のありました「水道使用水量等のお知らせ」広告掲載につきまして、申込み内容が下記のとおり変更となりますので、赤穂市水道事業「水道使用水量等のお知らせ」広告掲載募集要領第 1 1 条の規定により届け出ます。

記

区 分	変 更 後 の 内 容
掲 載 希 望 期 間	☐掲載希望期間変更 年 月 日 から 年 月 日まで ☐取り下げ希望日 年 月 日 備考：
広 告 内 容	変更内容